

建築工事着手延期申請書

① 土地の購入をされた方で、「建築予定計画書」にて申告された工事着工予定日に工事が着工できない場合に提出する書類です。

※延期は最長5年です。(5年を超える延期の場合には、即時償還となります。)

②土地の購入以外の方で「住宅調書(表面)」にて申告されたスケジュール内容より完成時期が遅れる場合は、共済組合へご連絡ください。

(別紙様式第3号)

建築工事着手延期申請書

令和〇年 6月 〇日

岐共貸第 20〇〇000〇〇 号

所属所名 〇 〇 〇 市役所

借受人 住 所 岐阜市藪田南5-14-53

氏 名 共 済 太 郎

延期の理由は、詳しく記入してください。
その内容によっては、即時償還していただく場合もあります。

私は、貸付規則第12条の規定(貸付けた月から5年以内に建築に着手)に基づき令和〇年5月〇〇日までに建築工事に着手する予定でありましたが、今回下記理由により建築工事の延期の止むなきに至りましたので、着手の延期を申請します。

延 期 の 理 由	建築業者が現在施行中の物件に遅れが生じており、その影響により私の住宅建築が3ヶ月遅れることになりましたので、当初予定しておりました着工日が下記のとおり延期となりましたので申請いたします。					
着工予定年月日	令和〇〇年 8月 〇日					
所属所受付印	共済組合受付印					
承認年月日	局 長	次 長	課 長	課長補佐	主 任	係

所属所担当課の受付印を押印してください。